

# 香川県報



第 25 号

平成 18 年

3月31日(金曜日)

## 目次

### 告 示

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更 **（政 策 課）** 一
- 指定管理者の指定 **（人事・行革課）** 二
- 平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正 **（二件）** **（健康福祉総務課）** 三
- 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務及び徴収事務の委託の終了 **（ ）** 三
- 平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を受けることができずる個人情報）の一部改正 **（子育て支援課）** 三
- 平成十六年香川県告示第二百五十号（児童福祉法の規定による保育士試験の実施に関する事務を行わせる者の指定）の一部改正 **（ ）** 三
- 香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程を廃止する規程 **（土地改良課）** 三
- 道路の供用開始（十件） **（道路保全課）** 七
- 道路の区域変更及び供用開始（二件） **（ ）** 七
- 公有水面埋立免許 **（港 湾 課）** 八
- 港湾施設の概要の告示（十一件） **（ ）** 九
- 平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正 **（都市計画課）** 一二
- 都市計画事業の変更の認可（二件） **（下水道課）** 一二
- 道路の位置指定 **（建 築 課）** 一三
- 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金

### 公 告

融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 **（審 査 課）**

**（健康福祉総務課）**

**（農 政 課）**

**（土地改良課）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

**（ ）**

## 告 示

●香川県告示第二百七十一号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更について次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加  
 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
 第三条第二号中「静岡市」の下に「、堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県告示第二百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、  
 指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川国際交流会館	財団法人香川県国際交流協会 高松市番町一丁目一〇番六三号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県公測森林公園	財団法人かがわ水と緑の財団 高松市東植田町字寺峰二二一〇番地三	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
さぬきこどもの国	財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団 高松市番町四丁目一番一〇号	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで
香川県新規産業創出支援センタ 1、香川県科学	財団法人かがわ産業支援財団 高松市林町二二一七番地一五	平成十八年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで

技術研究センタ

1 瀬戸大橋記念公園

園

財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会  
坂出市番の州緑町六番地一三

平成十八年四月一日から  
平成二十一年三月三十一日まで

香川用水記念公園

園

財団法人かがわ水と緑の財団  
高松市東植田町字寺峰二二一〇番地三

平成十八年四月一日から  
平成二十三年三月三十一日まで

●香川県告示第二百七十三号

平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部を次のように改正し、  
 平成十八年三月二十日から適用する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

〔仲多度郡

琴南町

満濃町

琴平町

多度津町

仲南町

〔仲多度郡

琴平町

多度津町

まんのう町

●香川県告示第二百七十四号

平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部を次のように改正し、  
 平成十八年三月三十一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一六

二九

三二

六一

一九

三二

六一

六四

に改める。

「小豆郡

内海町

三八を、

土庄町

五一

「小豆郡

土庄町

五一に、

小豆島町

五七

「綾歌郡

綾上町

二一を、

綾南町

二七

宇多津町

二七

「綾歌郡

宇多津町

二七に改める。

綾川町

四八

●香川県告示第二百七十五号

社会福祉法人香川県社会福祉協議会に対する香川県老人、障害者居室等整備資金の償還金の収納事務及び徴収事務は、平成十八年三月三十一日終了した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事

真鍋武紀

●香川県告示第二百七十六号

平成十二年香川県告示第七十九号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事

真鍋武紀

表保育士試験の項を削る。

●香川県告示第二百七十七号

平成十六年香川県告示第二百五十号（児童福祉法の規定による保育士試験の実施に関する事務を行わせる者の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日（二及び四）の改正規定については、平成十八年三月三十一日）から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

二中「東京都千代田区富士見一丁目二番三三号東京ルーテルセンタービル二〇三号」を「東京都豊島区高田三一九一〇明治安田生命高田馬場第二ビル」に改め、四中「東京都千代田区富士見一丁目二番三三号東京ルーテルセンタービル三〇一号」を「東京都豊島区高田三一九一〇明治安田生命高田馬場第二ビル」に改め、五を次のように改める。

- 五 試験事務のうち取り扱う範囲
- 1 試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等
- 2 試験に対する受験者等からの問い合わせ対応等
- 3 受験資格の認定
- 4 受験申込書の受付、確認、受験票の送付等
- 5 試験問題の作成、保管及び管理
- 6 試験の実施
- 7 答案の採点
- 8 合否の決定
- 9 合否の通知
- 10 受験の停止及び合格の無効の決定
- 11 その他試験実施に関する必要な事務

●香川県告示第二百七十八号

香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程を廃止する規程  
香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程（昭和三十八年香川県告示第九十四号）は、廃止する。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

●香川県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路線名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町橘字波戸甲三九番一地先から	一・二・〇	二九	平成十四年香川県告示第五百六十七号で変更した区域の一部
小豆郡小豆島町橘字波戸甲三八番一地先まで	一四・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 志度山川線(三号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市志度字幸田四八八一番一地先から	一三・〇	六二	平成十四年香川県告示第八百十六号で変更した区域の一部
さぬき市志度字長行池五〇三五番六地先まで	二〇・五		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 志度山川線(三号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市前山字西来栖二二七八番一地先から	一七・〇	二〇	平成十五年香川県告示第四百五十五号で変更した区域
さぬき市前山字西来栖二二五七番一地先まで	二二・五		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字額西一番一地先から	一六・〇	五〇	平成十五年 香川県告示 第四百五十 三号で変更 した区域
さぬき市多和字額西一番一地先まで	二六・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

さぬき市志度字カシキ四二九五番六地先から	一一・五	二八〇	平成十五年 香川県告示 第四百五十 一号で変更 した区域
さぬき市志度字カシキ四三三一番一地先まで	三二・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市長尾名七九九番三地先から	一一・六	八	平成十六年 香川県告示 第四百十四 号で変更した 区域
さぬき市長尾名七九九番三地先まで	一七・七		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年

四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 石井引田線(三十四号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市川股字千足六八一番二地先から 東かがわ市川股字千足六九四番一地先まで	四・五 二七・〇	三〇〇	平成八年香 川県告示第 八百八十五 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 鹿庭奥山線(二百六十三号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

木田郡三木町大字奥山字津柳下二七五七番  
一地先から  
木田郡三木町大字奥山字津柳下七二八番一  
地先まで

敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
八・〇 六一・〇	一六二	平成十四年 香川県告示 第三百十八 号及び平成 十五年香川 県告示第四 百七十四号 で変更した 区域

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 三木寒川線(二百七十九号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市長尾名一六三六番一地先から さぬき市長尾名一六五一番四地先まで	一一・六 二二〇・二	二六四	平成十四年 香川県告示 第七百五十 九号及び平 成十六年香 川県告示第 八十号で変 更した区域

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下字関第三号七八〇番一 地先から	一〇・〇	二〇八	平成八年香 川県告示第 八十七号で 変更した区 域の一部及 び平成十三 年香川県告 示第七十七 号で変更し た区域
高松市塩江町安原下字中徳第二号一七六 五番一地先まで	六五・四		

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
高松市塩江町安原上東字北井三二 一番一地先から	八・五	一一・三	一〇・〇	六一	交通安全施 設工事によ る歩行者道 新設
高松市塩江町安原上東字北井二四 七五番八地先まで			一一・二	六一	

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月三十一日から同年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大滝上西線（百五十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			

高松市塩江町上西字大屋敷甲二四 三〇番一地从先から		前	五・六 一七・六	一九	道路災害復 旧工事に伴 う区域の変 更及び供用 開始
高松市塩江町上西字大屋敷甲二四 三〇番一地先まで		後	一〇・〇 二二・〇	一九	

四 供用開始の期日 平成十八年三月三十一日

●香川県告示第二百九十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立を免許した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 免許年月日

平成十八年三月二十二日

二 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

香川県丸亀市大手町二丁目三番一号

理事長 田中 照明

香川県丸亀市中津町四九四番地

三 埋立区域

1 位置

丸亀市昭和町二九番、二三番一、三六番、三七番一地从先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点を順次結んだ線及び⑤の地点と①の地点を結ぶ平成十七年秋分の満潮位（D・L・十三・四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 二等三角点下真島（北緯三四度一八分七・六六〇五秒、東経一三三度四五分五二・六八八九秒。以下「基点」という。）から一二七度四三分一九

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

丸亀市昭和町二二番一に接する無番地、二二番一、二九番、二三番一、二三番二、二三番三、二四番一、二三番二に接する無番地、三四番一、四〇番五、四〇番一、三六番、三四番三、四四番、四五番、四六番、四九番、四七番、三七番一の地内並びに二二番一に接する無番地、二九番、二三番一、三六番、三七番一地从先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑭の地点を順次結んだ線及び⑭の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から一二八度三七分四一秒 八八一・四七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から六一度四七分三九秒 一〇八・六四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五二度一三分四八秒 一四五・三六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二四二度一三分四八秒 八二・〇九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二四二度一三分四八秒 三九・九一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三三一度四九分一三秒 三二・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二四一度四八分三六秒 二二・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三三一度四九分二〇秒 一一・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二四一度四八分三五秒 六四八・八三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一九六度二七分五五秒 二六・七三メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三三一度〇七分二〇秒 七二・四九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一〇六度二八分〇二秒 二七・七〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から六一度四八分三四秒 五〇・四六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三三一度一五分二八秒 一八二・八四メートルの地点

3 面積

一〇六・五四〇・五〇平方メートル



㊦の地点 ㊧の地点から六一度四八分一七秒 五九七・三六メートルの地点

3 面積

一四六、五五四・八三平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地、道路用地、緑地用地及び工業用地

●香川県告示第二百九十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

係留施設（岸壁）

二 名称

香西西地区マイナス五・五メートル岸壁

三 位置

高松市香西北町七四七番一三

四 数量

1 延長

二四五・〇メートル（本体 二〇〇・〇メートル）

2 エプロン幅

一五・〇メートル

3 水深

マイナス五・五メートル

4 面積

三、〇〇〇・〇平方メートル

五 能力

1 対象船舶

一般貨物船（荷役）

2 係留可能隻数

二隻

●香川県告示第二百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

係留施設（岸壁）

二 名称

香西西地区マイナス四・五メートル一号岸壁

三 位置

高松市香西北町七四七番一三

四 数量

1 延長

二一三・五メートル（本体 一四〇・〇メートル）

2 エプロン幅

一五・〇メートル

3 水深

マイナス四・五メートル

4 面積

二、四〇〇・〇平方メートル

五 能力

1 対象船舶

一般貨物船（荷役）

2 係留可能隻数

二隻

●香川県告示第二百九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類  
係留施設(岸壁)

二 名称

香西西地区マイナス四・五メートル二号岸壁

三 位置

高松市香西北町七四七番一三

四 数量

1 延長

一四〇・〇メートル

2 エプロン幅

一五・〇メートル

3 水深

マイナス四・五メートル

4 面積

二、一〇〇・〇平方メートル

五 能力

1 対象船舶

一般貨物船(荷役)

2 係留可能隻数

二隻

●香川県告示第二百九十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

一 港湾施設の種類

臨港交通施設(車道)

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 名称

香西西地区一号線

三 位置

高松市香西北町七四七番七

四 数量

1 延長

六三八・五メートル

2 車道幅員

六・五メートル

3 車道敷幅

一二・五メートル

4 面積

一三、〇〇〇・〇平方メートル

●香川県告示第二百九十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

保管施設(野積場)

二 名称

香西西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番二六

四 数量

1 敷地面積

一、五九四平方メートル

●香川県告示第二百九十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

保管施設(野積場)

二 名称

香山西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番二四

四 数量

1 敷地面積

二、九九七平方メートル

●香川県告示第二百九十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

保管施設(野積場)

二 名称

香山西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番二二

四 数量

1 敷地面積

三、三二二平方メートル

●香川県告示第二百九十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

保管施設(野積場)

二 名称

香山西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番二〇

四 数量

1 敷地面積

二、二九五平方メートル

●香川県告示第三百号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類

保管施設(野積場)

二 名称

香山西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番一八

四 数量

1 敷地面積

一、五七二平方メートル

●香川県告示第三百一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第

五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

一 港湾施設の種類  
保管施設(野積場)

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 名称

香山西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番一六

四 数量

1 敷地面積

一、八〇六平方メートル

●香川県告示第三百二二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定に基づき、次のとおり港湾施設の概要を公示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾施設の種類の種類

保管施設(野積場)

二 名称

香山西地区野積場

三 位置

高松市香西北町七四七番一四

四 数量

1 敷地面積

一、七八四平方メートル

●香川県告示第三百三三号

平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一(一)の表4の項市街地区間の欄中「仲多度郡まんのう町」、「仲多度郡琴平町」、「仲多度郡まんのう町四條内県道まんのう善通寺線との交点」及び「仲多度郡琴平町五條内四国旅客鉄道株式会社土讃本線との交点」を削り、同表6の項指定区間の欄中「仲多度郡琴平町」を「仲多度郡まんのう町買田」に改め、同項市街地区間の欄中、「国道三十二号」を「仲多度郡琴平町五條内四国旅客鉄道株式会社土讃本線」に改め、同表33の項中「国道三十二号」を「県道高松琴平線」に改め、同表37の項中「県道高松綾南線」を「県道高松琴平線」に、「同町小野内国道三十二号」を「仲多度郡琴平町大字榎井内国道三百十九号」に

綾歌郡綾川町	綾川町
川図書	川図書
入路	入路

立綾館進	滝宮橋
------	-----

綾歌郡綾川町	綾川町立綾川図書館進	滝宮橋
仲多度郡まんのう町	仲多度郡まんのう町四條内県道まんのう善通寺線との交点	仲多度郡琴平町大字榎井内国道三百十九号との交点

に改める。

●香川県告示第三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

東かがわ市

二 都市計画事業の種類及び名称

東かがわ都市計画下水道事業 東かがわ公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年三月十四日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十三年香川県告示第九十七号の事業地から、東かがわ市川東、中筋、西村、湊字岡前、字川西の一部を削除する。

2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

さぬき市

二 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 さぬき公共下水道（津田処理区）

三 事業施行期間

昭和四十九年九月三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年香川県告示第四百十四号の事業地から、さぬき市津田町津田字吉見、津田字北羽立、津田字中羽立、津田字南羽立、津田字下川北、津田字西畑、津田字北上所、津田字蟹甲、津田字南下所、津田字御座田、津田字琴林、鶴羽字薬師堂、鶴羽字西代、鶴羽字東代、鶴羽字岡の端、鶴羽字鳶谷、鶴羽字一本松、鶴羽字中谷、鶴羽字東良谷の全部及び津田字北原、津田字汐田、津田字流田、鶴羽字鶴部の一部を削除する。

2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 中土指道 第十七号

二 指定年月日 平成十八年三月十五日

三 指定道路の位置 丸亀市郡家町字辻三二三、三三二五、四〇一六及び同地先農道・水路

水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・二四メートル及び四・三

八メートル

延長 一〇六・一五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百七号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表栗林支店の項中「身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所」を「障害福祉相談所」に改め、同表東支店の項中「体育館、武道館」を削り、同表県庁支店の項中「県民ホール」を削り、同表香西支店の項中「五色台野外活動センター」を削り、同表綾南支店の項中「綾南警察署」を「高松西警察署」に改める。

公 告

●香川県告示百七十六号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定による平成十八年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時

平成十八年六月二十五日(日曜日)午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

高松市番町三丁目一番一号 香川県立高松高等学校

三 受験願書の受付期間等

平成十八年五月十五日(月曜日)から同月二十二日(月曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

なお、郵便等により送付する場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。

四 受験願書の交付場所

香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所  
香川県小豆総合事務所、高松市保健所又は香川県健康福祉部健康福祉総務課

五 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所、香川県中讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県小豆総合事務所又は高松市保健所

2 県外居住者 郵便番号 七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県健康福祉部健康福祉総務課

電話番号 ○八七―八三―三二七三

六 受験手続等に関する問い合わせは、受験願書の提出先に行うこと。

●香川県公告第七十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十七年香川県公告第二百六十九号で公告した平成十七年度地籍調査事業計画のうち普通寺市、小豆島町及びまんのう町が行う調査について平成十八年三月二十三日次のとおり変更した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
普通寺市	普通寺市生野本町、上吉田町の一部、生野町の一部、普通寺町の一部、弘田町の一部、吉原町の一部、碑殿町の一部及び文京町の一部	平成十八年三月三十一日まで	地籍調査
小豆島町	小豆郡小豆島町池田の一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野の一部、神野の一部及び岸上の一部	〃	地籍調査

●香川県公告第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、白鳥町土地改良区が土地改良事業(非補助土地改良事業五名地区)を行うことについて平成十八年三月十七日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十八年四月七日から同年四月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月十七日認可した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路補修事業)屋敷内地区

香川県三豊郡三野町土地改良区  
 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 男谷池地区

単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 下池地区

単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 古新池地区

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大石地区

単独県費補助土地改良事業（水路補修事業） 法上地区

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 円道地区

単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 榎谷地区

単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業） 江谷池地区

単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 奥池地区

●香川県公告第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月十七日同意した。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土地改良事業名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 積地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 松崎西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業） 天満地区

●香川県公告第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓮池土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

監事 多田 孝憲 丸亀市中府町三丁目六番三十七号 平成十八、二、三

二 就任した役員

役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

監事 藪内 芳春 丸亀市中府町二丁目五番二十六号 平成十八、三、五

●香川県公告第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第二工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じる土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減ずる地積
木田郡三木町大字 池戸字四角寺	一一八一	田	田	七五七平方メートル	三〇〇平方メートル
〃	一〇九三― 六	田	田	四七九平方メートル	三〇〇平方メートル
〃	一一二〇	田	田	六八四平方メートル	三二七平方メートル

〃	一一〇七	田	田	ル	八一三平方メートル	ル	三〇八平方メートル
〃	一一六〇	田	田	ル	六二二平方メートル	ル	三〇〇平方メートル
〃	一一六一	田	田	ル	七五三平方メートル	ル	四〇〇平方メートル
〃	一一〇四	田	田	ル	九五二平方メートル	ル	三〇一平方メートル
木田郡三木町大字 井上字西山田	五九六一三	田	田	ル	四〇二平方メートル	ル	二〇〇平方メートル
〃	二九二一一	田	田	ル	六八四平方メートル	ル	二二九平方メートル
〃	二九四	田	田	ル	三二〇平方メートル	ル	一三五平方メートル

●香川県公告第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） コモガヤ池地区）計画を平成十八年三月二十日定めた。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 榎谷池地区）計画を平成十八年三月二十日定めた。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 西の谷池地区）計画を平成十八年三月二十日定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 折金池地区）計画を平成十八年三月二十日定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営農村振興総合整備事業（田園居住空間整備） 引田地区）計画を平成十八年三月二十二日定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 双の池地区）計画を平成十八年三月二十日



定めた。

その関係書類をさぬぎ市建設経済部土地改良課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 野丹谷池地区）計画を平成十八年三月二十日定めた。

その関係書類をさぬぎ市建設経済部土地改良課において平成十八年四月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

監査委員規程

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県監査委員 石川 豊

同 辻村 修

同 石川 稠 治

同 野田 峻 司

香川県監査委員規程第一号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和四十七年香川県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中、「主査」を削り、同条第五項中、「副主幹、主任及び主査」を削り、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

第五条第一項第四号中「及び」を「の額及び」に改め、同項第十号及び第十一号中「及

び訂正請求」を「訂正請求及び利用停止請求」に改め、同項第十二号中「是正申出に對する」を「取扱いに関する苦情の」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県監査委員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

香川県監査委員 石川 豊

同 辻村 修

同 石川 稠 治

同 野田 峻 司

香川県監査委員規程第二号

香川県監査委員規程の一部を改正する規程

香川県監査委員規程（昭和三十九年香川県監査委員規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「意見」を「意見並びに外部監査人との協議」に改め、同条に次の一項を加える。

4 会議の開催の日時及び場所、会議に出席した者の職及び氏名並びに会議における議事の概要は、会議録に記載するものとする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

海区漁業調整委員会規程

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川海区漁業調整委員会会長 高 橋 昭

香川海区漁業調整委員会規程第一号

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程（昭和四十七年香川海区漁業調整委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「主査」を削り、同条第五項中「副主幹」の下に「及び主任」を加え、「特定の」を削り、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

### 内水面漁場管理委員会指示

#### ●香川県内水面漁場管理委員会指示第一号

平成十七年香川県内水面漁場管理委員会指示第一号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）の一部を次のように変更し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽 田 剛

二中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。